

原発事故当時旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、一度避難したものの、平成23年3月中に帰還し、その後同区内の病院で清掃業務に従事していた申立人について、過酷な勤務状況で生じた負担についての慰謝料として一時金30万円が賠償された事例。

1205

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

- ア 日常生活阻害慰謝料（増額分） 30,000円
（期間 自 平成23年3月11日
至 平成23年3月28日）
- イ 精神的損害（A病院における過酷な勤務状況で生じた負担についての慰謝料。但し、一時金として） 300,000円
（期間 自 平成23年3月29日
至 平成23年9月30日）
- ウ 生命身体損害
（ア）通院慰謝料 168,000円
（期間 自 平成24年3月26日
至 平成28年5月13日）
（イ）文書料（平成24年6月26日，平成28年6月29日）
93,900円
- エ コインランドリー代 1,200円

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目に対する和解金として、申立人に対し、前項の金593,100円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- （1） 本和解に定める金額を超える部分につき、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2） 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年8月30日

(仲介委員 鈴木純)